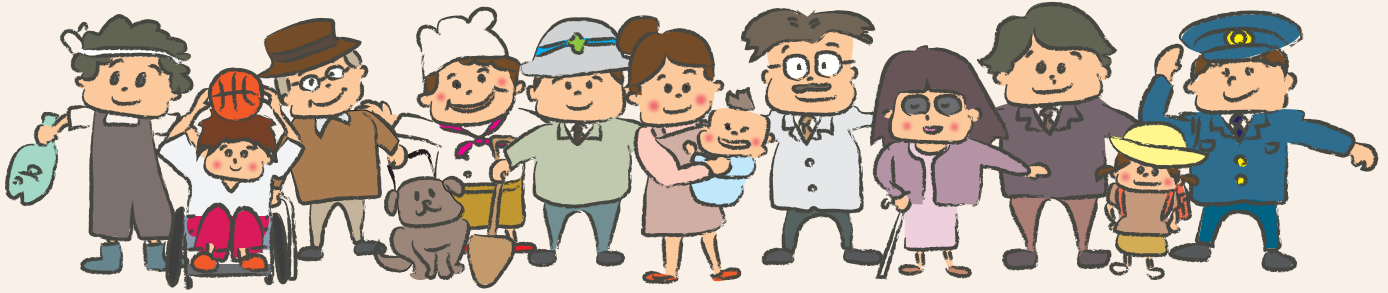


しょうがいしゃさべつそうだん
障害者差別相談センター

なごやししょうがいしゃさべつそうだん
名古屋市障害者差別相談センターは、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」
しょうがいしゃさべつかいしょうほうもとしょうがいひとかぞくじぎょうしゃみなさましょうがいしゃさべつ
(障害者差別解消法)に基づき、障害のある人やそのご家族、事業者の皆様から、障害者差別
かんそうだんうかんけいきかんれんけいそうだんないようかんけいしゃかんちょうせい
に関する相談を受け、関係機関と連携しながら、相談内容にかかわる関係者間の調整などを
おこなさべつかいしょうせんもんきかん
行い差別の解消をはかる専門機関です。



そうだん
ご相談ください

なごやししょうがいしゃさべつそうだん
名古屋市障害者差別相談センター

げつようび きんようび だい どうようび しゅくじつ ねんまつねんし のぞ
月曜日～金曜日、第3土曜日(祝日・年末年始を除く)

すいようび
9:00～17:00(水曜日は20:00まで)

じゅうしょ
住所 〒462-8558 名古屋市北区清水四丁目17-1

なごやし そうごう しゃかい ふくし かい かん かい
名古屋市総合社会福祉会館5階

TEL (052) 856-8181

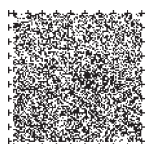
FAX (052) 919-7585

Eメールアドレス

inclu@nagoya-sabetsusoudan.jp

ホームページアドレス

http://nagoya-sabetsusoudan.jp



ぞんじ ご存知ですか？

へいせい ねん がつ しょうがいしゃ さべつ かいしょうほう しこう
平成28年4月から「障害者差別解消法」が施行されました。

この法律の目的

しょうがい ひと ひと わ へだ たが そんなう あ
障害のある人もない人も、分け隔てられることなく、互いに尊重し合いながら、
とも い しゃかい じつげん もくてき
共に生きる社会の実現につなげることを目的としています。

この法律の基本的な考え方

① 不当な差別的取扱いの禁止

しょうがい りゆう せいとう りゆう ていきよう
障害を理由として、正当な理由なくサービスの提供を
きよひ せいげん じょうけん
拒否したり、制限したり、条件をつけたりすることは
きんし
禁止されています。



とき
こんな時はセンターに
そうだん
ご相談ください

- しせつ りよう なら ごと にゅうかい ことわ
施設の利用や習い事の入会を断られた。
- じょうしゃ きよひ
バスやタクシーの乗車を拒否された。
- かいごしゃ りゆう にゅうてん ことわ
介護者がいないことを理由に入店を断られた。

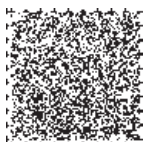
② 合理的配慮の提供

しょうがい ひと はいりよ もと ばあい ふたん
障害のある人から配慮を求められた場合には、負担
はんい しゃかいてきしょうへき と のぞ
になりすぎない範囲で社会的障壁(※)を取り除くた
めに必要な合理的配慮をすることが求められます。
むつよう ごうりてき はいりよ もと
配慮をおこなわないことで障害のある人の権利利益
はいりよ しょうがい ひと けんり りえき
が侵害される場合も差別にあたります。

しゃかいてきしょうへき しょうがい かた にちじょうせいかつ しゃかいせいかつ
※社会的障壁…障害のある方にとって、日常生活や社会生活
おく うえ しょうへき さ
を送る上で障壁となるようなものを指します。



- ひつだん よみ あ はいりよ
筆談や読上げなどの配慮をしてもらえない。
- わ ひょうげん せつめい
分かりやすい表現で説明をしてもらえない。
- しょうがい ひと ごうりてき はいりよ おこな
障害のある人に、どのような合理的配慮を行え
よ
ば良いのか分からない。



作成

な ご や し けんこう ふくしきょくしょうがい ふくしづ しょうがい きかくか
名古屋市健康福祉局障害福祉部障害企画課
な ご や し しょうがいしゃ さべつ そうだん
名古屋市障害者差別相談センター

TEL (052) 972-2585 FAX (052) 951-3999

TEL (052) 856-8181 FAX (052) 919-7585

このセンターは、名古屋市の委託を受けて社会福祉法人 名古屋市社会福祉協議会が運営しています。
(このパンフレットは、古紙パルプを含む再生紙を使用しています。)